

第3章 ドイツ

第3章 ドイツ

第1節 社会的背景

1. ドイツ国内における失業者・失業率の定義と実態

ドイツにおいて「失業者 (Arbeitslose)」とは、就労促進に関する諸制度について定める社会法典第三編 (SGB III) の定めにしたがって失業を届出た「登録失業者 (registrierte Arbeitslose)」のことを指す (具体的要件については、後述「第3節3 適用対象・受給要件・受給手続」を参照)。そして、ドイツ国内における公式統計上の失業率は、次のような算式において計算される。

$$\Rightarrow \frac{\text{「失業者」}}{\text{「就業者」}^{69} \text{と「失業者」の合計数}}$$

ドイツでは、とりわけ 1990 年の東西統一以降、大量失業状態の常態化と深刻化が大きな問題となっていた。だが、2005 年を境に失業率は大幅に改善しはじめ、2008 年夏に発生したいわゆる「リーマン・ショック」と呼ばれる世界的な金融危機が発生した際も、いち早い回復を見せている。

連邦雇用エージェンシー (Bundesagentur für Arbeit: BA) による公式統計でこれを見てみると、「失業率 (Arbeitslosenquote)」は 1992 年にすでに 7.7%であったが、そこから徐々に上がりはじめ、2000 年代初頭には若干の改善があったものの、2005 年には東西統一後最高の 11.7%を記録した。しかし、2006 年以降、失業率は下がりはじめ、2008 年の「リーマン・ショック」や 2010 年の「ユーロ危機」にも大きな影響を受けることなく、2012 年には東西統一後最低の 6.8%を記録している⁷⁰ (図表 3-1)。

⁶⁹ ドイツ国内の文脈における「就業者 (Erwerbstätige)」には、「従属的就業者 (Abhängige Beschäftigte)」、「自営業者 (Selbstständige)」、「家事労働従事者 (Unbezahlte mithelfende Familienangehörige)」といった「中核的就業者 (Kernerwerbstätige)」のほか、「職業訓練にある就業者 (Erwerbstätige in Bildung oder Ausbildung)」、「その他 65 歳以上の就業者 (Sonstige im Alter ab 65 Jahren)」といった「その他の就業者 (Sonstige Erwerbstätige)」が含まれる。

⁷⁰ なお、ILO の定義にしたがった場合の失業率 (= 「非就業率 (Erwerbslosenquote)」) は、2012 年に 5.6%であった (Bundesagentur für Arbeit, Arbeitsmarkt 2012, S. 101)。

図表 3-1 : ドイツにおける「失業率」「失業者数」の推移

年	1992	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
失業率 (%)	7.7	10.5	9.6	9.4	9.8	10.5	10.5	11.7
旧西地区	-	8.6	7.6	7.2	7.6	8.4	8.5	9.9
旧東地区	-	17.3	17.1	17.3	17.7	18.5	18.4	18.7
失業者 (千人)	2,979	4,100	3,890	3,853	4,061	4,377	4,381	4,861
旧西地区	1,699	2,605	2,381	2,320	2,498	2,753	2,783	3,247
旧東地区	1,279	1,496	1,509	1,532	1,563	1,624	1,599	1,614

年	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
失業率 (%)	10.8	9.0	7.8	8.1	7.7	7.1	6.8	6.9
旧西地区	9.1	7.4	6.4	6.9	6.6	6.0	5.9	6.0
旧東地区	17.3	15.0	13.1	13.0	12.0	11.3	10.7	10.3
失業者 (千人)	4,487	3,760	3,258	3,415	3,238	2,975	2,896	2,950
旧西地区	3,007	2,475	2,139	2,314	2,227	2,026	1,999	2,080
旧東地区	1,480	1,285	1,120	1,101	1,011	950	897	870

出所 : Statistik der Bundesagentur für Arbeit から作成

もともと、ほとんど職業訓練を修了していない低資格労働者を中心に、失業者に占める長期失業者の割合は比較的高くなっている。BA の統計によると、2012 年の全失業者の 35.6% が 12 カ月以上の長期失業状態に陥っている。さらに、これを職業養成訓練 (Berufsausbildung) を修了しないまま失業者となった者に限定してみると、39.3% とより長期失業状態に陥りやすくなっている。また、全失業者の 17.9%、長期失業者の 50.2% が 2 年以上の失業状態に陥っている (図表 3-2)。

図表 3-2 : ドイツにおける長期失業者 (2012 年)

	失業者全体		長期失業者		③/①
	千人	%	千人	%	(%)
	①	②	③	④	⑤
全失業者	2,897	100	1,032	100	35.6
職業養成訓練					
修了せず	1,213	41.9	476	46.2	39.3
修了済み	1,490	51.4	471	45.7	31.6
失業期間					
1年以上2年未満	496	17.1	496	48.1	100
2年以上	518	17.9	518	50.2	100

出所：Bundesagentur für Arbeit, Arbeitsmarkt 2012, S. 148. から作成。

2. ドイツ国内における失業給付受給率の定義と実態

(1) ドイツ国内における公式統計上の数字とその特徴

ドイツの公式統計上、失業者に占める失業手当受給者の割合（＝「失業給付受給率（Leistungsempfängerquote）」）は、次のような算式において計算される。なお、ドイツの失業給付受給率は、「就労促進」について定める社会法典第三編（SGB III）に基づき、保険料を主たる財源として支給される「失業給付 I（Arbeitslosengeld I）」（旧「失業手当（Arbeitslosengeld）」）だけでなく、「求職者に対する基礎保障」について定める社会法典第二編（SGB II）に基づき、租税を財源として支給される「失業給付 II（Arbeitslosengeld II）」（旧「失業扶助（Arbeitslosenhilfe）」に旧「社会扶助（Sozialhilfe）」の一部を統合したもの）を含めて算出する点に特徴がある。

$$\Rightarrow \frac{\text{失業給付 I を受給する失業者数 (B)} + \text{失業給付 II を受給する失業者数 (C)} - \text{I・II 併給失業者数 (D)}}{\text{失業者数 (A)}}$$

BA の公式統計によると、ドイツの失業給付受給率は、2000 年時点ですでに 73.4%と、もともと比較的高い状況にあった。この傾向は、2002 年からはじまり 2005 年にほぼ完全実施された第二次シュレーダー政権によるいわゆる「ハartz改革」とよばれる一連の労働市場改革⁷¹を経て、2012 年には 89.2%と、さらに数字が改善している状況にある（図表 3-3）。

⁷¹ ハartz改革の全般的な説明を行うものとして、名古屋道功「ドイツ労働市場改革立法の動向」金沢法学 48 巻 1 号（2005 年）65 頁以下、橋本陽子「第 2 次シュレーダー政権の社会保険改革の動向」学習院大学法学雑誌 40 巻 2 号 173 頁以下、労働政策研究・研修機構『ドイツにおける労働市場改革』労働政策研究報告書 No. 69（2006 年）など。

しかし、BA の公式統計をもとに、「失業者」全体に占める「失業給付 I」（旧「失業給付」）を受給する失業者の割合を計算すると（図表 3-3 「※参考（④／⑦）」参照）、その数字は、「ハartz改革」を境にむしろ低下傾向にあり、2000 年時点で 40.2%であった数字は、2012 年には 25.8%まで急激に低下している。他方、「失業者」全体に占める「失業給付 II」（旧「失業扶助」+旧「社会扶助」の一部）を受給する失業者の割合を計算すると（図表 3-3 「※参考（⑥／⑦）」参照）、その数字は、「ハartz改革」における制度改正の前後で、30%台から 60%台へと大きく倍増させていることがわかる。

図表 3-3：ドイツにおける失業者に占める失業給付受給者の割合の推移（人、%）

年次**	失業給付受給者		失業給付 I 受給者		失業給付 II 受給者*		失業者 ⑦	受給率<%>	※参考<%>	
	全体	うち失業者	全体	うち失業者	全体	うち失業者		(②／⑦)	(④／⑦)	(⑥／⑦)
	①	②	③	④	⑤	⑥		⑧	—	—
1999	3,323,406	3,031,005	1,828,729	1,648,818	1,494,677	1,382,187	4,100,499	73.9	40.2	33.7
2000	3,151,239	2,855,760	1,694,576	1,518,852	1,456,663	1,336,908	3,889,695	73.4	39.0	34.4
2001	3,202,013	2,868,993	1,724,543	1,527,249	1,477,471	1,341,744	3,852,564	74.5	39.6	34.8
2002	3,590,800	3,180,133	1,898,585	1,668,849	1,692,215	1,511,284	4,061,345	78.3	41.1	37.2
2003(旧)	4,052,273	3,564,215	2,024,534	1,754,351	2,027,739	1,809,865	4,376,795	81.4	40.1	41.4
2003(新)	3,913,522	3,450,115	1,919,078	1,658,216	1,994,444	1,791,899	4,376,795	78.8	37.9	40.9
2004	4,038,821	3,477,239	1,844,943	1,534,318	2,193,878	1,942,922	4,381,281	79.4	35.1	44.3
2005	6,562,978	4,016,520	1,728,045	1,427,514	4,981,748	2,725,846	4,860,909	82.6	29.4	56.1
2006	6,701,599	3,684,381	1,445,224	1,123,542	5,392,166	2,685,391	4,487,305	82.1	25.0	59.8
2007	6,246,171	3,127,210	1,079,941	765,395	5,277,556	2,445,672	3,760,076	83.2	20.4	65.0
2008	5,824,531	2,802,574	916,989	696,151	5,011,438	2,185,352	3,258,453	86.0	21.4	67.1
2009	5,925,812	3,012,650	1,140,982	961,795	4,909,085	2,147,459	3,414,531	88.2	28.2	62.9
2010	5,812,032	2,867,770	1,023,666	875,543	4,894,219	2,073,251	3,238,421	88.6	27.0	64.0
2011	5,359,563	2,650,009	829,193	724,156	4,615,057	1,992,069	2,975,836	89.1	24.3	66.9
2012	5,199,985	2,583,790	848,849	747,555	4,442,894	1,907,446	2,896,985	89.2	25.8	65.8

* 2004 年までは、「編入扶助(Eingliederungshilfe)」受給者を除く「失業扶助(Arbeitslosenhilfe)」受給者。

** 2003 年以降のデータはすべて、新たな IT 技術にて集計。2003 年以降の失業給付 I 受給者は、外国に居住しながら受給している者も含む。2007 年以降の失業給付 I 受給者は、VerBIS を通じて調査したものであり、それ以前の各年次との比較可能性は限定的。

*** 失業給付 I と II を併給している者がいるため、受給者合計が I 及び II の受給者合計数と一致していない。

出所：Bundesagentur für Arbeit, Arbeitsmarkt 2012, S. 104. から作成。

また、図表 3-3 をみると、「ハartz改革」を境に、「失業者」は 400 万人台から 300 万人を切るまでに減少している（図表 3-3 「①」参照）が、他方で、「失業給付 II」（旧「失業扶助」+旧「社会扶助」の一部）を受給する者全体に占める失業者以外の者が 10 万人程度から 200~300 万人程度にまで急増していることがわかる（図表 3-3 「⑤」「⑥」参照）。これは、後述するとおり、新たな制度である「失業給付 II」は、「要扶助性」等の要件を充足する限り、たとえ就労状態にあったとしても受給が可能な制度（したがってまた、「失業者」

が「失業給付 I」を受給していたとしても併せて受給することが可能) であることによる。

なお、「ハartz改革」においては、雇用をめぐる社会保険・社会扶助に関する改革だけでなく、雇用形態に関する規制緩和も行われている。その影響もあり、今日までに、派遣労働者や(社会保険料や租税の負担が減免される)「僅少労働者(geringfügige Beschäftigung)」⁷²が大幅に増加している(図表3-4)だけでなく、労働者全体に占める中央値賃金の2/3以下の「低賃金労働者(Niedriglohnsektor)」の割合も20%を超えるまでに増加⁷³している。

図表3-4：ドイツにおける非典型労働者数の推移(千人)

年次	就業者	従属的就労者(労働者)						
		総計	標準的労働者	非典型労働者				
				合計	うち有期	うち短期間**	うち僅少	うち派遣
1991	37,445	31,386	26,948	4,437	1,966	2,555	654	—
1996	35,982	29,746	24,760	4,986	1,897	3,188	1,098	—
2001	36,816	29,941	23,828	6,114	2,212	4,127	1,816	—
2006	37,344	29,747	22,173	7,574	2,725	4,861	2,661	563
2011*	39,869	31,765	23,728	8,037	2,905	5,044	2,672	778

* 集計方法の変更により、時系列的な比較可能性は限定的。

出所：Statistisches Bundesamt, Mikrozensus から作成。

(2) ILO 統計との比較

ところで、BAによるドイツ国内の公式統計をILOのそれと比較すると、まず、ILO統計におけるドイツの「失業者のうち失業手当を受給している者の割合」の定義は、「2008年(2011年)10月時点における失業者(persons unemployed)に占める失業手当ないし失業扶助を受給する者(unemployment assistance and unemployment insurance)の割合」であり、ドイツ政府の公式統計上の定義と、比較的似通っていることがわかる。しかし、そこから導き出される失業保険受給率の数字を見ると、そこには、それぞれ10ポイント近くという、軽々には無視できない差が生じている(図表3-5)。

⁷² 社会保険料負担義務のない月額収入450ユーロ以下の労働者。

⁷³ Brenke, Geringe Stundenlöhne, lange Arbeitszeiten, DIW Wochenbericht Nr. 21. 2012

図表 3-5 : 連邦雇用エージェンシー (BA) と ILO における失業給付率の比較 (人、%)

年	BA 統計					ILO 統計
	失業者数 (A)	うち失業給付 I 受給者数 (B)	うち失業給付 II 受給者数 (C)	うち I/II 併 給失業者数 (D)	$\frac{(B) + (C) - (D)}{(A)}$	
2008	3,267,907	726,415	2,191,405	93,091	86.40%	94%
2011	2,975,836	724,156	1,992,069	66,216	89.10%	97.70%

出所：Bundesagentur für Arbeit, Arbeitsmarkt 2008 und 2011; ILO (2009) ; ders. (2012) から作成。

このように両者の数字が異なることのはっきりした理由やそれを導き出すための手がかりは、ILO の発表資料はもちろん、ドイツ国内における各種公式統計資料から見出すことはできない。しかしながら、ILO の数字とドイツ当局による数字の間に、ある一定の相関性を見出すことができるため、ILO は、何らかのドイツ当局による数字を参照している可能性もなくはないと思われる。その場合に、両者の数字が異なることの考えうる理由としては、例えば、「失業者」の定義が異なるから（例えば年齢区分）、対象とする期間が異なるから（例えば年単位か月単位か）などの理由が考えられる。

(3) ドイツ公的財政支出における失業関連コストの規模

以上のように失業者に支払われる公的財政支出の規模は、全体としてみれば、年々、低下する傾向にあることがわかっている。労働市場・職業研究所 (IAB) の調査によると、失業者に支払われる公的財政支出の総額（僅少労働者に対する租税及び社会保険料等の減免措置により生じた同徴収分の欠損金相当額も含む）は、ハルツ改革が実施されはじめた 2003 年には 915 億ユーロにまで達していたが、その約 10 年後の 2012 年には 538 億ユーロにまで圧縮された（図表 3-6）。

だが、これを失業者 1 人あたりで計算すると（図表 3-6）、2012 年は平均 1 万 8,600 ユーロで、2003 年の 1 万 8,900 ユーロからほぼ変わっていない。また、失業者 1 人あたりの失業関連コストを失業者カテゴリー別で見ると、失業給付 I 受給者のそれが最も高く、年平均 2 万 1,800 ユーロであった。これに、失業給付 II 受給者の 1 万 8600 ユーロ、いずれも受給していない失業者の 9,900 ユーロがつづいた（いずれも 2012 年）。

なお、職業継続訓練措置などの積極的労働市場政策に関連して生じたコストは、この計算に含まれていない。その額は 2012 年ベースで合計 130 億ユーロであり、これを失業者 1 人あたりで計算すると 4,349 ユーロであった。

図表 3-6 : ドイツの公的財政支出における失業コストの推移

		2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
登録失業者数	(千人)	4,830	4,812	4,861	4,487	3,776	3,268	3,423	3,245	2,976	2,897
失業者 1 人あたりコスト	(千ユーロ/年)	18.9	19.2	18.0	18.3	17.8	17.1	17.5	18.5	18.9	18.6
総公的財政支出額	(億ユーロ)	915	922	877	822	672	559	598	602	563	538
うち失業給付 I 受給者関連*		251	247	222	176	123	90	138	140	121	110
うち失業給付 II 受給者関連**		215	233	246	257	227	205	206	202	191	186
うち僅少向け租税減免		177	173	162	150	121	98	100	103	95	90
うち僅少向け社会保険料減免		271	269	247	238	201	165	154	157	156	151
総公的財政支出額	(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
うち失業給付 I 受給者関連*		27.5	26.8	25.3	21.4	18.2	16.2	23.0	23.2	21.6	20.4
うち失業給付 II 受給者関連**		23.5	25.3	28.0	31.3	33.8	36.8	34.5	33.5	33.9	34.6
うち僅少向け租税減免		19.4	18.8	18.5	18.3	18.0	17.5	16.7	17.1	16.8	16.8
うち僅少向け社会保険料減免		29.7	29.2	28.2	29.0	30.0	29.5	25.8	26.1	27.7	28.1

* 失業給付 I ; 健康保険、年金保険及び介護保険に関する保険料。ただし、社会法典第三編 428 条、125 条、126 条に基づく給付受給者及び職業訓練措置参加者に関するものは除く。

** 失業給付 II ; 健康保険、年金保険及び介護保険に関する保険料 ; 失業給付 I 受給者向け上乗せ金 ; 社会法典第二編 24 条に基づく手当 ; 住宅手当 ; 暖房手当。2005 年より以前は、失業扶助、社会扶助及び住宅手当。ただし、社会法典第二編 65 条 4 項に基づく給付受給者及び職業訓練措置参加者に関するものは除く。

出所 : IAB, IAB-Kurzbericht 2/2014, S.2.

第 2 節 失業保険・失業扶助制度の発展

ドイツにおける失業保険制度の成立は、1927 年に制定された職業紹介・失業保険法 (AVAVG) にまでさかのぼることができる。これは、第一次世界大戦後、大量に生じた復員兵の失業問題に対処するために、のちの失業扶助の起源とされる様々な時限的・緊急的な支援措置が導入され、さらにその費用を負担する主体が国・州・自治体から労使へとしだいに移行する中で、制度化されたものである。この当初から、社会保険方式が廃棄されたナチス時代を除き、社会保険方式による失業者支援を定める法律の中に、公的扶助方式の失業扶助が盛り込まれ、その給付が社会保険方式に類似している、という混在した状態にあり、その状況は、その後 2004 年まで続いた。その他、ドイツの失業者支援制度には、職業紹介・職業訓練などの就業促進施策も失業者への現金給付と同じ法律で定められ、組織的にも財政的にも統合されているという点も、旧来からのドイツ的特徴である。

現行制度の原型が生み出されたのは、AVAVG を抜本的に改正して 1969 年に制定された雇用促進法 (AFG) においてである。AFG はその後、1998 年に社会法典 (SGB) に第三編「雇用促進」として編入されたが、2002 年に始まる「ハルツ改革」以前における失業者支援制度の特徴の 1 つは、稼得能力のある失業者への給付制度として、失業手当、失業扶助、そして

社会扶助（Sozialhilfe）の3つが併存していた、という点にある。前2者の法的根拠は、社会法典（旧）第三編（SGB III）である。失業手当は労使の拠出による制度であり、失業前の所得に基づき算定された手当（67ないし60%）が最長32カ月間支給されていた。失業扶助はその財源を連邦が負担し、その管轄下にある地方の労働局が実施主体となる制度であり、失業手当の受給期間終了後、要扶助性等を要件として、失業前の所得に基づく手当（57ないし53%）が期間を限定せずに支給されていた。これに対し、社会扶助は、（旧）連邦社会扶助法を法的根拠として、財源を基本的に自治体が負担し、その管轄で手当の支給と「就労扶助」が行われていた。

しかし、1991年の東西ドイツ統一後、10%を超える高い失業率がつづき、失業手当及び失業扶助の支出金額が2001年には250億ユーロと大きく膨らんでいたこと、そして、社会扶助においてもその受給者（15歳から64歳まで）のうち約90万人は稼働能力があるにもかかわらず就労もせず、継続職業訓練にも参加しておらず、さらにこれら2つの行政レベルで行われる失業者支援制度が必ずしも効率的に機能していないとの批判もあったことなどから、2002年に始まった、失業者の半減などを目標とするいわゆる「ハルツ改革」と呼ばれる一連の労働市場改革の中で、失業保険・失業扶助制度も大きく改変された⁷⁴。

このハルツ改革（とりわけハルツ第四法（Harz IV））により、旧失業手当（現「失業給付I」）は、ひきつづき就労促進に関する諸制度について定める社会法典第三編（SGB III）にその根拠を置きながらも、その給付要件や給付日数等は厳格化ならびに縮減化されることになった（なお、SGB IIIはさらに、2011年12月の法改正（BGBl. I S. 2854）により、従前の多数の条文が移動・削除される等し、大幅に変更された内容が2012年4月1日から施行されている）。そして、旧失業扶助と旧社会扶助の一部（障害者向けの「編入扶助」を除く部分）は、新たに設けられた、求職者のための基礎保障に関する諸制度について定める社会法典第二編（SGB II）において、「失業給付II」として統合された。また、連邦社会扶助法も、ハルツ第四法（Harz IV）と歩調を合わせた大改正がなされ、社会法典第十二編（SGB XII）に組み込まれた。その他、これに関連して、ハルツ第三法（Harz III）による所轄官庁組織の改変（連邦雇用庁（Bundesanstalt für Arbeit）から連邦雇用エージェンシーへ）も行われている。

第3節 失業保険制度

1. 制度名・根拠法・財源

「失業給付I」とは、就労促進に関する諸制度について定める社会法典第二編（SGB II）に基づき支払われる失業保険給付のことである。旧来の「失業手当」に相当する制度である。財源は、原則として、労働契約関係にある労使が折半して負担する保険料（保険料率は賃金

⁷⁴ 以上、ドイツにおける失業保険・失業扶助制度の成立と展開については、戸田（2010）10頁以下、名古（2011）29頁以下をとくに参照。

の3.0%)によって支えられる(SGB III 341条、同346条)が、不足分が生じた場合には租税によって補填される(SGB III 351条)。

2. 財源・管理運営組織

失業給付 I の給付主体は連邦雇用エージェンシー(BA)である(SGB III 368条)。BAは、下部組織として、州を基本とした10カ所の地域統括局(Regionaldirektion)と、同局が管轄する156カ所の雇用エージェンシー(Agentur für Arbeit: AA)を擁している(SGB III 367条)。実際に給付申請手続などの給付事務窓口となるのは、AAである。

3. 適用対象・受給要件・受給手続

ドイツの失業保険制度は、65歳未満の従属的就労者(労働者)であれば、すべて適用対象となる強制保険である。

失業給付 I を受給するための要件は、ア) 実際に失業状態にあること、イ) 雇用エージェンシー(AA)に対する失業の申請があること、ウ) 一定期間、保険料納付義務のある雇用に就いていることの3つである(SGB III 137条1項)。このうち、ア)の状態にあるか否かは、就業機会の喪失、当該喪失の解消へ向けた努力、職業紹介への応諾という3点の有無を基準に判断される。なお、「失業状態」になくとも例外的に「失業給付 I」を受給できる者として、満58歳以上であって引退者類似条項(SGB III 428条参照)の適用を受ける者や、訓練措置にある者などがいる。また、ウ)については、離職前2年間のうち、少なくとも12カ月間の保険料納付が必要である。もっとも、離職前の労働契約に10週間以内の期間が付されていた者等に関しては、年齢に関係なく、離職前2年間における保険料納付月数に応じた本手当の最長受給期間が定められている(SGB III 147条3項)。

失業の申請は、失業者自身が管轄の雇用エージェンシー(AA)に対して行う(SGB III 141条1項前段)。通常、失業後になされるが、失業前であっても、今後3カ月以内に失業することが見込まれる場合には、失業を申請することが可能とされている(同後段)。失業の中断が6週間以上つづいた場合や、失業者が労働や自営業、家事労働等を開始し、AAにこれを遅滞なく通知しなかった場合には、申請の効力は失われる(SGB III 141条2項)。

4. 給付水準・給付期間・給付制限等

給付期間(図表3-7、3-8)は、離職前3年間における保険料納付期間(月数)と年齢を基礎に、原則、最短6カ月から最長24カ月まで設けられている(SGB III 147条)。この給付期間は、法改正により2006年2月1日以降大幅(最長32カ月から18カ月)に短縮されたが、その後修正がなされ、現行のものとなっている。待機期間は、とくに設定されていない。

図表 3-7：失業給付 I の給付期間（原則）

失業前 3 年間に、保険料納付義務ある期間が		最高給付月数
…	12 カ月以上	6 カ月
	16 カ月以上	8 カ月
	20 カ月以上	10 カ月
	24 カ月以上	12 カ月
又は、保険料納付義務ある期間が		
…	30 カ月で 50 歳以上	15 カ月
	36 カ月で 55 歳以上	18 カ月
	48 カ月で 58 歳以上	24 カ月

出所：社会法典第三編（SGB III）147 条 1 項及び 2 項

図表 3-8：失業給付 I の給付期間（特例*）

失業前 2 年間に、保険料納付義務ある期間が		最高給付月数
…	6 カ月以上	3 カ月
	8 カ月以上	4 カ月
	10 カ月以上	5 カ月

* SGB III 142 条 2 項に基づく特例的時限措置 [2014 年 12 月 31 日まで]。

出所：社会法典第三編（SGB III）147 条 3 項

給付額は、受給者が養育義務を負う子どもを有する等の場合とそれ以外とに分けられる。前者は失業以前における「手取り賃金（Nettoentgelt）」（離職前における賃金の平均値から租税・社会保険料を控除した値）の 67% であり、後者は当該賃金の 60% とされている（SGB III 149 条）。その他、失業者の疾病・介護・年金保険料は、連邦雇用エージェンシー（BA）が負担することになっている。

もっとも、職業養成訓練扶助、法定年金給付など他の社会保険給付を受給している場合（SGB III 156 条）、賃金等を受け取っている場合（SGB III 157 条）、そして、労働関係の終了を理由とする退職補償を受け取っている場合（SGB III 158 条）には、その期間中、給付が停止（Ruhen）される。また、失業者が就労関係を解消し又は労働契約に違反する行為によって就労関係解消の原因をもたらしたり（1号）⁷⁵、前述した受給要件の 1 つである「失業状態にあること」の判断基準の 1 つとして予定されている職業紹介への応諾を拒否したり

⁷⁵ いわゆる「自己都合退職」に対する給付制限に関するドイツ法理について検討するものとして、上田真理「雇用保険法における給付制限規定の検討」東洋法学 57 巻 1 号（2013 年）119 頁。

(2号) するなど、労働者が重大な事由なくして「保険に反する行為 (Sich versicherungswidrig verhalten)」をとった場合には、「給付制限期間 (Sperrzeit)」として、原則 12 週間の支給停止という制裁が課されることになっている (SGB III 159 条)。その他、失業者が失業給付 I の請求権を有している期間につき週 15 時間未満の稼得活動を行う (SGB III 138 条 3 項) 場合、そこから得られる収入は、社会保険料、必要経費及び暦月あたり 165 ユーロの合計額に相当する額が差し引かれる (SGB III 155 条 1 項)。

なお、給付請求権の消滅時効は 4 年である (SGB III 161 条 2 項) が、受給停止期間開始から総計 21 週間を経過すると失効する (同 1 項 2 号)。

第 4 節 失業扶助制度

1. 制度名・根拠法

「失業給付 II」とは、求職者に対する基礎保障に関する諸制度について定める社会法典第二編 (SGB II) に基づき支払われる求職者生計維持保障給付のことである。旧来の「失業扶助」(失業手当受給期間終了後、要扶助者対象、期限なし)と「社会扶助 (の一部)」とを統合してできた制度であるが、旧失業扶助の場合とは異なり、「失業給付 I (旧失業給付)」との併給が許されている。同制度は、稼得能力を有しない生活困窮者のための「社会扶助」制度とならぶ最低生活保障を目的とした制度の 1 つであり、両者は相互に排他的な関係に立っている。

2. 財源・管理運営組織

財源は、連邦政府の租税でまかなわれる (SGB II 46 条 1 項) が、給付事業の実施主体は、連邦雇用エージェンシー (BA) と地方自治体 (kommunaler Träger) の協同組織 (gemeinsame Einrichtung) または地方自治体が単独でそれぞれ運営する「ジョブセンター (Jobcenter)」である (SGB II 6 条以下)⁷⁶。制度改正前は、旧失業扶助の財源を連邦が負担し、その給付事業を地方の雇用エージェンシー (AA) が担当する一方、旧社会扶助の財源と給付事業はいずれも地方自治体が担っていた。

3. 受給資格要件・受給手続

「失業給付 II」を含めた社会法典第二編 (SGB II) に基づく各種給付をうける資格を取得するための要件は、ア) 満 15 歳以上 65 歳未満であること、イ) 稼得能力 (Erwerbsfähigkeit) があること、ウ) 要扶助性 (Hilfenbeduertigkeit) があること、エ) 国内に居住していることの 4 点である (SGB II 7 条 1 項)。旧失業扶助においては旧失業給付と受給資格要件を共通にしていたが、現行制度においてはそれぞれ異なる受給資格要件が設定されている。

⁷⁶ 社会法典第二編 (SGB II) に基づく給付事業の実施主体をめぐる経緯について詳説するものとして、武田公子「ドイツ社会保障制度における政府間関係」海外社会保障研究 180 号 (2012 年) 28 頁。

イ) の稼得能力があることとは、「今後相当な期間」のうち、「疾病又は障がいにより、一般労働市場の通常の条件下で少なくとも1日あたり3時間以上就労できない状態にある」とはいえない場合（SGB II 8条1項）をいう。

ウ) の要扶助性とは、基本的に、(i) 本手当の受給希望者が「(実際に従事することが)期待できる仕事」の受け入れか、資力調査で考慮される収入・資産のいずれによっても、自らの生計を確保することが全くまたは一部について不可能であり、かつ、(ii) 必要な援助を他者から得られない状態を意味する（SGB II 9条1項）。ここにいう「実際に従事することが期待できる仕事」とは、本手当の受給希望者に紹介される職が原則として該当する（SGB II 10条1項）。

なお、「失業者」でなくとも「失業給付II」を受給している者として、就労して僅少労働の上限額を超える所得を得ている者⁷⁷、雇用促進措置への参加者、通学や育児・介護、自身の病気その他により就労できない者などがいる。

「失業給付II」を実際に受給するためには、受給希望者の申請（Antrag）が必要である（37条1項）。

4. 給付水準・給付期間・給付制限等

給付期間は設けられておらず、上記の受給要件をすべて満たす限り、支給は継続される。失業給付Iとの併給も可能である。

失業給付IIには、生計保障基準給付（SGB II 20条）、当該給付に一定割合を乗じて算出される額を妊婦・一人親・障がい者へ支給する超過給付（SGB II 21条）、上記・生計保障基準給付の受給権者にその実費のみを支給する住宅・暖房費用給付（SGB II 22条）が含まれる。加えて、未成年の子どもがいる場合には、その年齢に応じて、「社会手当（Sozialgeld）」が併せて支給される（SGB II 23条）。いずれも定額（図表3-9、3-10）であり、失業前の手取り賃金に対する定率額が支給されていた旧失業扶助の場合と内容を異にしている。

⁷⁷ 名古（2010）及び Bundesagentur für Arbeit（2010）によると、「就労して400ユーロを超える所得を得ている者（約10%）」とある。2009年当時月額400ユーロ以下の就労が僅少労働（ミニジョブ）とされていた。

図表 3-9 : 生計保障基準給付 (2013年1月1日以降)

類 型	給付月額
単身者、1人親、または、未成年（18歳未満）をパートナーに持つ者	382 ユーロ
満18歳以上の2人で構成される需要共同体の構成員	345 ユーロ
需要共同体の構成員であって、稼得能力を有する満18歳以上25歳未満の者	306 ユーロ
需要共同体の構成員であって、稼得能力を有する18歳未満の者	289 ユーロ

出所：社会法典第二編（SGB II）20条；Bek. Vom 18. Okt. 2012（BGBl. I S. 2175）

図表 3-10 : 社会手当 (2013年1月1日以降)

子の年齢	給付月額
満15歳以上18歳未満	289 ユーロ
満7歳以上15歳未満	255 ユーロ
7歳未満	224 ユーロ

出所：社会法典第二編（SGB II）23条；Bek. Vom 18. Okt. 2012（BGBl. I S. 2175）

前述した受給要件の1つである「要扶助性」の判断基準の1つとして予定されている「（実際に従事することが）期待できる仕事」の受け入れを拒否した場合、制裁として、まず3か月にわたって失業給付 II を30%減額され、その後、さらに拒否するたびに同率の減額が加わり、最終的には、支給が廃止されることになっている（SGB III 30条以下）。

第5節 その他関係制度

まず、稼得能力を有する生活困窮者のための最低生活保障制度である「失業給付 II」となるものとして、「社会扶助」がある。これは、「失業給付 II」とは相互に排他的な関係に立つ、稼得能力を有しない生活困窮者のための最低生活保障制度であり、社会法典第十二編（SGB XII）に基づき、租税を財源とした給付が行われる。この社会扶助には、生計扶助、高齢期及び就労能力減少時の基礎保障、医療扶助、障害者統合扶助、介護扶助、特別な社会的困難の克服のための扶助、その他の生活状況に応じた扶助の7つがある。このうち、生計扶助は、最低生活の保障に必要な各種需要（食料・衣料などにかかる基準需要、住居・暖房費、妊婦・1人親等への追加需要など）を基礎にした給付が行われる。

そして、雇用調整の手段として労使間において操業短縮（Kurzarbeit）の手段が取られた

場合には、社会法典第三編（SGB III）95条以下のに基づき、「操業短縮手当」が給付される。労働者は、重大な仕事不足があること、当該事業所に常時1人以上が雇用されていること、労働関係が解消されていないなど人的要件を充たしていること、使用者または従業員代表等がAAに申請をしていることの4つを要件に、原則、6カ月上限として、喪失した手取り賃金の60%（養育義務を負う子どもを有する等の場合は67%）が給付される⁷⁸。

【参考文献】

Brenke (2012), Geringe Stundenlöhne, lange Arbeitszeiten, DIW Wochenbericht Nr. 21. 2012

Bundesagentur für Arbeit (2010) Arbeitsmarkt 2009

(<http://statistik.arbeitsagentur.de/Statischer-Content/Arbeitsmarktberichte/Jahresbericht-Arbeitsmarkt-Deutschland/Generische-Publikationen/Arbeitsmarkt-2009.pdf>)

Bundesagentur für Arbeit (2013), Arbeitsmarkt 2012

(<http://statistik.arbeitsagentur.de/Statischer-Content/Arbeitsmarktberichte/Jahresbericht-Arbeitsmarkt-Deutschland/Generische-Publikationen/Arbeitsmarkt-2012.pdf>)

ILO (2009), The Financial and Economic Crisis: A Decent Work Response.

(http://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---dgreports/---dcomm/---publ/documents/publication/wcms_107583.pdf)

ILO (2012), More than 70 per cent of workers lack unemployment protection.

(http://www.ilo.org/global/about-the-ilo/newsroom/comment-analysis/WCMS_193133/ang-en/index.htm)

戸田典子（2010）「失業保険と生活保護の間」レファレンス 709号 7頁

中内哲（2008）「ドイツの失業保険制度」労働法律旬法 1684号 19頁

中内哲（2013）「ドイツにおける失業者支援制度」海外社会保障研究 183号 17頁

名古道功（2011）「ドイツの求職者支援制度」季刊労働法 232号 29頁

労働政策研究・研修機構（2006）「ドイツにおける労働市場改革」労働政策研究報告書 No. 69

労働政策研究・研修機構（2007）「ドイツ、フランスの労働・雇用政策と社会保障」労働政策研究報告書 No. 84

⁷⁸ 社会法典第三編（SGB III）に基づく「操業短縮手当」について詳述するものとして、藤内和公『ドイツの雇用調整』（法律文化社、2013年）113頁以下。